

# 高校生等奨学給付金(私立)のご案内

通常分

## 制度の概要

富山県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

**対象となる方** 令和2年7月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 令和2年7月1日現在で保護者等が生活保護を受給している世帯又は保護者等全員の令和2年度住民税所得割が非課税の世帯

## 給付額

| 区分   | 給付額      |
|--|----------|
| ① 生活保護受給世帯                                   | 52,600円  |
| ② 非課税世帯                                      | 103,500円 |
| ③非課税世帯で、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 | 138,000円 |

※支給時期は12月頃を予定しています。

※ICT機器(スマートフォン含む)を活用してオンライン授業・家庭学習を行う通信費が発生している場合は、通信費分として、10,000円が加算されます。(生活保護世帯は生業扶助で措置されるため対象外)

**学校へ提出する書類** 9月8日(火)までに学校へ連絡ください。

| 区分  | 添付書類   |
|---|--|
| ① 生活保護受給世帯                                    | ・申請書 ・生業扶助を受給中であることを証明する証明書  |
| ② 非課税世帯                                       | ・申請書 ・個人番号カード(写)等貼付台紙<br>・生徒本人の健康保険証の写し<br>・オンライン学習の通信費に係る誓約書<br>(ICT機器(スマートフォン含む)を活用してオンライン授業・家庭学習を行う通信費が発生している場合のみ提出 支給単価に通信費が加算されます)  |
| ③ 非課税世帯で、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 | ・申請書 ・個人番号カード(写)等貼付台紙<br>・生徒本人の健康保険証の写し<br>・兄弟姉妹の健康保険証の写し(国民健康保険に加入している場合は扶養誓約書)<br>・オンライン学習の通信費に係る誓約書<br>(ICT機器(スマートフォン含む)を活用してオンライン授業・家庭学習を行う通信費が発生している場合のみ提出 支給単価に通信費が加算されます) |